

令和4年3月版

若者チャレンジ支援 デュアル・システム規程集



千葉県社会福祉法人
経営者協議会
CHIBA SOCIAL WELFARE SERVICE CORPORATION
KEIEISHA KYOGIKAI

目 次

1	若者チャレンジ支援規程	・ ・ ・ ・ ・	1 頁
2	同	基本細則	・ ・ ・ ・ ・ 5 頁
3	想定事例集（Q & A）	・ ・ ・ ・ ・	7 頁

千葉県社会福祉法人経営者協議会 若者チャレンジ支援規程

(趣旨)

- 第1条** 千葉県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という。）は、所属会員法人が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の立法趣旨に則り、修学に際し経済的援助を必要としている千葉県内高等学校卒業生等への支援を目的とする修学・就業支援事業を千葉県、千葉県社会福祉協議会及び千葉県介護福祉士等養成校連絡協議会と連携を図りながら実施するため、この規程を定める。
- 2 専門的知識や技術の習得のため養成校に修学し、卒業後、千葉県に在留して就労を目指す外国人留学生及び福祉系4年制大学で経済的援助を必要とする学生も対象とする。
- 3 本規程は、当該事業の適正かつ円滑な運営を図るため、基本的な事務手続きを規定する。

(デュアル支援金及び奨学生)

- 第2条** 本規程に基づき交付する支援金を「若者チャレンジ・デュアル支援金」（以下「デュアル支援金」という。）と称する。デュアル支援金は、「奨学支援金」と「生活支援金」の2種類の支援金を合わせた支援金の総称とする。支援を受ける者を奨学生という。
- 2 デュアル支援金は、本事業に賛同し奨学生を受け入れる会員法人（以下「受入法人」という。）が、奨学生の修学支援のために拠出し、その支援期間は修学年限を上限とする。
- 3 奨学生は、受入法人の施設において、学業に支障のない範囲で就業する。

(支援の申請)

- 第3条** 奨学生として本規程による支援を受けようとする者は、受入法人の理事長宛てに、所定の書面をもって申請するものとする。

(奨学生の採用)

- 第4条** 奨学生としての採用は、提出された申請書に基づき受入法人が選考することとし、採用の内定又は不採用を決定した時は、速やかに申請者及び本会に通知するものとする。

- 2 受入法人は、奨学生内定者の受入養成校又は大学（以下「養成校等」という。）の入学を証明する書類又は養成校等の推薦書を受領した時点で、奨学生としての採用を正式に決定する。
- 3 受入法人は、奨学生としての採用を正式に決定した時は、関係書類の写しとともに本会に遅滞なく報告するものとする。
- 4 受入法人と養成校等は、奨学生と「若者チャレンジ支援デュアル・システムに関する協定書」を交わすことにより、奨学生の業務につながる実践的な教育体制を構築するものとする。

（雇用契約）

- 第5条** 受入法人は、奨学生と雇用契約を結ばなければならない。雇用契約における基本給は、受入法人の非常勤職員の時給と同程度とし、通勤手当等の諸手当についても受入法人の諸規定等に基づくものとする。
- 2 奨学生は、雇用された法人において年間 300 時間を目安として勤務することとする。
 - 3 受入法人は、奨学生と雇用契約を結ぶにあたって、労働基準法及びその他の関係法令を遵守しなければならない。
 - 4 雇用契約を結ぶにあたって、奨学生が未成年である場合は、親権者または後見人の同意を必要とする。

（デュアル支援金の交付）

- 第6条** 奨学支援金は、修学年限を上限として年 400,000 円を交付することとし、入学時及び2年次以降の春学期に、受入法人から養成校に対し学費の一部として直接交付する。
- 2 デュアル支援金は、他の介護福祉士修学資金、保育士修学資金、社会福祉士修学資金の貸付制度や給付制度との併給を妨げない。ただし、他制度による併給を受ける場合は、デュアル支援金における奨学支援金の1年間の交付額は、他制度の交付額で不足する1年間の学費か、400,000 円のいずれか少ない額を上限とする。
 - 3 生活支援金は、修学期間を上限として毎月 20,000 円を給付することとし、返還を要しないものとする。ただし、地域医療介護総合確保基金の居住費など他制度により生活支援金と同様の支給を受ける場合は非該当とする。

（奨学支援金の貸付け）

- 第7条** 奨学支援金は金銭消費貸借契約に基づく貸付金とし、奨学生は奨学生としての採用が正式決定したのち原則として 14 日以内に、受入法人の理事長宛てに「若

者チャレンジ支援奨学支援金借用書（以下「借用証」という。）」を提出しなければならない。

- 2 奨学生が前項の期間内に借用証を提出しない場合は、奨学生を辞退したものとみなす。
- 3 奨学支援金の金銭消費貸借契約は、原則として、借用証が受入法人に到達した日に成立するものとする。
- 4 奨学支援金の貸付利子は無利子とする。

（奨学生の届出義務）

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、養成校等を経て、本会及び受入法人に直ちに届け出なければならない。

- (1) 留年、休学、復学、転学、又は退学したとき。
- (2) 停学・退学その他の処分を受けたとき
- (3) 住所その他重要な事項に変更があったとき

（デュアル支援金の休止等）

第9条 生活支援金については、養成校等を10日以上無届で欠席した場合は、翌月の給付を行わない。休学、停学の場合は、休学、停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの給付を行わない。

奨学支援金については、養成校等に在籍している間は、第7条の規定に基づき養成校等へ交付するものとする。

- 2 留年の場合は、デュアル支援金は原則として支援期間の延長を行わない。
- 3 休学、留年が真にやむを得ない事情による場合は、受入法人は、養成校等及び本会と協議の上、本条第1項、第2項の規定と異なる対応を講ずることができる。

（デュアル支援金の取消し）

第10条 奨学生が就学中に以下の各号の一に該当すると認められる場合は、受入法人は養成校等と協議の上、デュアル支援金の取り消しを決定するものとする。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがたたないとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 在学養成校等において処分を受け学籍を失ったとき。
- (4) 奨学生が本制度による支援を辞退したとき。
- (5) その他、本支援金の目的が達成できないと判断されるとき。

(奨学支援金の返還、免除)

第 1 1 条 奨学支援金は、本条第 2 項の場合を除き、原則として、養成校等を卒業したのち 3 年を経過した時点で全額の返還義務が生じるものとする。

なお、養成校等卒業後、受入法人施設において引き続き 3 年間勤務した場合は、資格の取得の有無にかかわらず、奨学支援金の返還を全額免除する。

2 以下の各号の場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、該当事由が発生した時点で奨学支援金の返還義務が生ずるものとする。

(1) 養成校等に通っている時期に退学した場合 既支援額 100%返還

(2) 養成校等に通っている時期に退職した場合 既支援額 100%返還

ただし、引き続き通学している場合は、卒業時まで返還を猶予することができる。

(3) 養成校等を卒業し、雇用施設において正規職員として勤務を開始して 6 か月間は、各施設の規定にかかわらず試用期間とみなし、この期間中に退職した場合には本項第 2 号の規定に準ずる。

(国家資格の取得の有無にかかわらず) 100%返還

(4) 養成校等卒業後、勤務期間 3 年が経過する前に退職した場合

(国家資格の取得の有無にかかわらず) 50%返還

3 災害、病気などやむを得ない事由により、養成校等の通学、卒業後の勤務及び国家資格の取得が著しく困難となった場合は、奨学支援金の返還を猶予又は免除することができる。

(実施細目)

第 1 2 条 本規程に定めることのほか、本規程の実施に関する必要事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 3 月 2 3 日から施行する。

千葉県社会福祉法人経営者協議会若者チャレンジ支援規程基本細則

若者チャレンジ・デュアル支援金については、千葉県社会福祉法人経営者協議会若者チャレンジ支援規程（以下、「支援規程」という。）に定めるもののほか、以下に定めるものとする。

（支援対象者）

第1条 支援対象者は、家庭の経済状況等から若者チャレンジ・デュアル支援金（以下、「デュアル支援金」という。）を必要とし、受入法人施設において介護福祉士、保育士、及び社会福祉士の資格取得を目指しながら3年以上業務に従事することが確実と認められる者であって、原則として次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 千葉県内に住所を有する者。
- 二 千葉県内の受入養成校等に就学予定の者（就学中のものを含む）。

（受入養成校）

第2条 支援規程第4条に定める受入養成校とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設並びに児童福祉法第18条の6の規定により、都道府県知事が指定した学校、養成施設をいう。

（雇用契約）

第3条 就学期間中の奨学生の雇用上の身分は、非正規雇用の契約社員とし、養成校を卒業すると同時に正規職員として契約変更するものとする。正規職員としての雇用条件は、各受入法人の規定によるものとする。

- 2 就学期間中の就業時間数は年間 300 時間を目安とし、学業に支障のない範囲で、受入法人と奨学生が協議の上決定するものとする。

（連帯保証人）

第4条 奨学生は、奨学支援金の消費貸借契約に当たり、保証能力を有する連帯保証人を立てなければならない。奨学生が未成年である場合は、連帯保証人を法定代理人とする。

（奨学支援金の交付）

第5条 奨学支援金は、授業料の一部を支援するものであるので、受入法人が奨学生を経由せず直接養成校等へ納付することとし、奨学生はこれを承諾する。

(奨学支援金の返還)

第6条 若者チャレンジ支援規程第10条各号の事由により支援が取り消された場合は、取り消しを決定した時点で奨学支援金の返還義務が生じるものとする。

2 受入養成校を退学し、かつ勤務先も退職した場合は、いずれか早い方の事由が発生した時点で返還義務が生じるものとする。

3 返還は一括返還を原則とするが、月賦又は半年賦の方法によることを妨げない。

4 分割返還額の上限は、月賦の場合は3万円、半年賦の場合は18万円とする。

(延滞利子)

第7条 奨学生が、正当な理由がなく奨学支援金を返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(返還の免除、猶予の申請)

第8条 奨学生が奨学支援金の返還免除又は猶予を希望する場合は、その理由を証明する理由書を添えて、受入法人の理事長宛てに申請するものとする。

(勤務期間の計算)

第9条 奨学支援金の返還免除の場合の算定基礎となる勤務期間の計算は、受入養成校を卒業した年の4月1日から業務をしなくなった日が属する月までの月数で計算する。但し、勤務最終月の勤務日数が10日未満の時は、その前月を勤務最終月とみなす。

(その他)

第10条 その他、若者チャレンジ支援規程の運用に関し疑義が生じた場合は、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付の運用を参考に、当事者間で別途協議するものとする。

附 則

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

この細則は、令和4年3月23日から施行する。

想定事例集（Q&A）

本想定事例集は、「若者チャレンジ支援デュアル・システム」を運用するに当たり想定される具体的な問題・疑義のうち、若者チャレンジ支援規程、同基本細則で言及していない事例等について、本会（経営協）としての考え方をQ&Aという形式で取りまとめたものであり、実施要領としての性格を併せ持つものですので、関係者は必ずお目通しおきください。

【学生サイドからの問題点等】

1. この制度を利用したい場合は、まずどうしたらいいか
県社協のデュアル・システム担当にご連絡ください。実際にお会いして、制度の詳細をご説明します。（電話043-245-1104）
2. 高校生の場合、生徒・保護者・高校のいずれから連絡したらいいか
どなたからでもかまいません。
3. 利用したい施設がない、利用できる施設が分からない
希望を聴取し、登録施設の紹介や調整をいたします。
4. 行きたい施設があるが、その施設は登録施設ではない
具体的な希望施設に登録を働きかけます。それが難しい場合は、他の登録施設で代替可能か調整いたします。
5. 制度の申し込みの締め切りはあるか
締め切りはありません。随時相談に応じます。
6. 奨学生の定員はあるか
賛同法人で異なりますが、どの法人も受入数は1～2名となっています。
7. 介護福祉士、保育士以外の資格を目指したい
介護福祉士、保育士に加え、令和3年度からは社会福祉士を目指す学生も対象としています。
8. 一旦通学したが退学したい（勤めもやめたい）
デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ります。

9. 一旦通学したが退学したい（勤めは続けたい）

デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ることが原則ですが、返還については勤務先法人と協議のうえ、違う取り扱いをすることは可能です。

10. 一旦通学したが、他の養成校へ行きたい（勤めは続けたい）

デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ることが原則ですが、返還あるいは支援継続については勤務先法人と協議のうえ、違う取り扱いをすることは可能です。

11. 通学は続けたいが、勤めはやめたい

デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ります。卒業時まで返還を猶予することができますが、返還猶予中に中途退学した場合は、退学の時点で返還義務が生じます。

12. 通学は続けたいが、他の登録施設へ移りたい

デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ります。但し、他の登録施設が引き継いで支援することは可能です。

13. 通学は続けたいが、他の未登録施設へ移りたい

デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ります。但し、希望する他の施設が賛同法人（登録施設）となり、支援を引き継ぐことは可能です。

14. 卒業後、他の施設に移りたい

資格取得の有無にかかわらず、移籍した時点で、奨学支援金の返還手続きに入ります。

正規職員としての勤務が6月以内 既支援額100%返還

// 6月～3年以内 既支援額50%返還

15. 就学中の支援制度の採用辞退は可能か

可能です。デュアル支援金が支給されている場合は、デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ります。なお、デュアル・システムは、就学と就業が一体となった制度であるので、そのどちらかをやめる場合は、奨学生としての採用を辞退したものとみなします。

16. デュアル・システムの年間の採用予定学生数は

各賛同法人の採用予定学生数の総計が、年間採用予定学生数となります。

17. 他制度との併用は可能か

本制度自体は併用を可能としていますが、他の貸付・給付事業にあっては他制度との併用を認めていないものもあるので確認が必要です。「千葉県介護福祉士修学資金等貸付事業」との併用は可能です。

千葉県介護福祉士修学資金等貸付事業では学費として年額60万円まで貸付を受けられます。これとデュアル・システムの奨学支援金40万円を併用すると養成校の年間学費の大半を賄うことができますので、当該貸付事業との併用をおすすめしています。

なお、他制度を併用した場合、「奨学支援金」については、他制度を利用した分を差し引いた残りの年間学費額が40万円のどちらか少ない方の額を年の限度額とします。

18. 生活支援金のみの支援を受けることはできるか

制度としては、奨学支援金の交付を受けずに生活支援金だけの支援を受けることも可能としていますが、支援の内容については受入法人とよく協議いただく必要があります。

19. 養成校等卒業時に、勤務先を自由に選べないことは職業選択の自由に反するのではないか

すでに法人に雇用されている身分であることから、卒業時点で職業選択の問題は出てきません。なお、奨学生を辞退するのであれば、卒業時に退職し新たな施設に就職することはもとより自由です。

【施設サイドからの問題点等】

20. 通学しているが、解雇したい

解雇理由によると思われるので、本会と協議することになります。

21. 通学していないので、解雇したい

養成校等の意見を聴取した上で、支援規程第10条、第11条第2項に該当する場合は、デュアル支援金を取り消し、奨学支援金の返還手続きに入ります。

22. 通学しているが、2年目は賛同法人（登録施設）を辞退したい

辞退理由にもよりますが、奨学生の不利益にならないよう、本会と協議することになります。

23. 卒業後、3年未満だが解雇したい

解雇理由によると思われるので、本会と協議することになります。

24. 卒業後、3年未満だが資格取得の見込みがない

資格取得については本人の意思を尊重しますが、奨学支援金の返還については、資格取得の有無は考慮していないので、ただちに返還すべきものとはしていません。

25. 卒業後、3年未満で資格取得の見込みがないので解雇したい

資格未取得の理由のみで解雇することはできません。なお、奨学支援金の返還については、資格取得の有無は考慮していないことにご注意ください。

26. 奨学生を希望する学生の、賛同法人への振り分けはどうするのか

県社協事務局は、学生に本制度の詳細と全賛同法人を説明した上で、奨学生が希望する施設に紹介します。事務局が法人（施設）を指定することはありません。

27. 希望学生が多数いても、賛同法人に学生が来ない場合があるか

学生が希望する施設に紹介をすることになるので、希望施設に偏りが出ることはあり、結果的に、賛同法人となっても学生が来ない場合があることをご承知ください。

28. 事務局から紹介された学生は、原則として採用しなくてはならないか

事務局が紹介した学生に対しては、各法人（施設）において採用面接等、雇用のための手続きを実施し、有為な人材であるかをしっかり見極めていただいた上で、採用していただくことになります。

29. 賛同法人へ何らかの助成はあるのか

デュアル支援金はすべて、受け入れ法人による拠出のみとなります。

30. 賛同法人は毎年度の登録制か

毎年度ごとの登録制ではなく、賛同法人から辞退の意思表示がなされない限り継続して賛同法人となります。受け入れ条件等に変更が生じた場合は、事務局へ速やかにご連絡ください。

31. 雇用契約書に記載すべき統一的事項はあるか

「若者チャレンジ支援規程に基づく雇用契約書」を用意してあるので、なるべくこの書式を使用してください。

【その他の Q&A】

32. 県社会福祉協議会の役割は

賛同法人、生徒(保護者)、養成校、高校の間の調整を行います。

- 具体的には
- ・制度の説明
 - ・養成校、受入法人の紹介、斡旋
 - ・諸手続きの案内 など

33. デュアル・システムのメリットは

- ・就学中、就学後の雇用が確保されています。
- ・就学中にも一定の生活支援金が給付されます。
- ・生活支援金は返還不要です。
- ・養成校において、資格取得や現場業務も考慮した指導が行われます。
- ・雇用施設の3年間の勤務継続で、奨学支援金の返還が免除されます。

34. 生活困窮の程度は規定しないのか

介護・保育の仕事を希望しているが、経済的な事情から修学を断念する学生を支援する趣旨であることから、本制度においては「生活困窮」を幅広く受け止め、所得・資産の具体的な要件は設けず、経済的状况を申請書に付記することで、奨学生としての採否の際の判断材料とします。

35. 貸付対象者は高校卒業見込み者に限るのか

当初は千葉県内の高等学校卒業見込み者及びそれに準ずる者(浪人生など)を対象者としていましたが、令和3年度からは千葉県に在留して県内養成校等に在籍し福祉分野の就労を目指す外国人留学生も対象としています。

36. 資格取得の通信課程は制度の対象となるか

対象としていません。

37. すでに養成校(4年制大学を含む)に通学している学生に、この制度を適用することは可能か

2年次(4年制の場合は4年次)の途中からの奨学生採用は、原則として行わないことにしています。年度半ばでの奨学生採用は、学生・受入法人・養成校のそれぞれが承認すれば可能ですが、その場合の当該年度の「奨学支援金」は、原則として以下のとおりとします。

4月～9月採用の場合：全額交付

10月以降採用の場合：半額交付

なお、年度途中採用の奨学生に対する「奨学支援金」は、原則として採用の翌月に、「生活支援金」は採用の翌月から給付するものとします。

38. 県社協の修学資金との相違は

- ・本制度は、返還免除の勤務年数が3年。（修学資金は5年）
- ・修学年限が2年の場合、デュアル支援金の総額128万円（修学資金は160万円）
- ・修学資金の入学準備金（20万円）・就職準備金（20万円）は返還の対象となりますが、デュアル・システムの奨学支援金（修学年限2年の場合合計48万円）は返還対象ではありません。

その他、デュアル・システムのメリットに同じ。

なお、修学資金の場合は、返還免除の条件である5年間の業務従事期間中、県内の施設であれば勤務先が変わっても可となっています。

39. 法人の地域公益活動になるか

社会福祉法第24条第2項「地域における公益的な取組」に該当するものと考えます。

40. 未成年者の法律行為への対応は

未成年の場合は、連帯保証人を法定代理人とします。

41. 代理人の資格問題（生活保護受給中、精神障害者等）は

ケースに応じて本会与協議し決定することになります。

42. 「奨学支援金」が一旦学生に払われないことへの法的な問題はないか

チャレンジ支援規程基本細則第5条で、直接養成校へ納付することについて借受人が同意することを規定しています。

43. 夏休みや週末の業務内容、時間等は

就学期間中は、週末や夏・冬休みなどに学業に支障のない範囲で、施設において補助的な業務に従事することになりますが、具体的な勤務内容は、それぞれの施設によって異なります。（ただし、夜勤は想定していませんのでご注意ください）

44. 年間300時間以上の就業希望への対応

学業に支障を及ぼさないと判断されれば可能です。

45. 卒業後3年の業務従事期間中の産休、育休はどう取り扱うか

産休は業務従事期間として算定しますが、修学資金に比べ3年と短期で返還免除としているため、育休は業務従事期間として算定しないこととします。3年に育休期間分の日数を付加した期間が必要業務従事期間となります。

46. 奨学支援金が業務命令に基づく研修費の性格を持っていないか

本人の希望申請に基づくものとして取り扱うべきであり、業務命令による研修派遣と考えるべきではありません。研修派遣とした場合は、その費用の償還を求めることができなくなるのでご注意ください。

47. 生活支援金は返還を要しないとしていることから、給与とみなされ課税されるのではないか

お見込みのとおり、税制上は給与と同一とみなされ所得税が課税されるものと考えられます。「使用人に対し学費に充てるために支給する金品」は非課税とされていますが、これは学校教育法第1条に規定する学校への修学費用を指しており、残念ながら養成校は同条に該当する学校ではないことから、原則課税ということになります。

したがって、生活支援金については、毎月一旦は源泉徴収がなされ、年末調整または確定申告で調整されることになります。

48. デュアル支援金の会計処理について

各法人・施設で会計処理方法は異なるものと思われます。不明・疑問の点がある場合は、専門家あるいは本会の無料経営相談室（043-245-4450）でご相談ください。

なお、同相談室からは、奨学支援金は「返還免除が確定するまでは、例えば奨学支援金貸付 a/c のような科目で処理し、免除が確立した年度で福利厚生 a/c に振替えることが適当と考える」とのアドバイスをいただいています。

49. デュアル支援金の取り消しが雇用契約に直接影響を及ぼすと、労基法第16条に抵触するのでは

デュアル支援金の取り消しにより、支援制度自体は終了しますが、雇用契約は連動して自動的に解除されるわけではありません。

50. 就学中の就業形態（法的地位）はどう考えているか

非正規雇用の契約社員の扱いとし、卒業後正規職員となります。

51. 奨学生は千葉県在住者でなくてはならないか。

原則として千葉県在住者としますが、近県在住者であっても、千葉県内の養成校に通学し、卒業後は千葉県内の施設に就職することを確認する場合は、本制度の対象とすることができます。

52. 養成校、賛同法人を知りたい

○養成校の情報は下記のホームページをご参照ください。

【介護福祉士】

千葉県健康福祉指導課 千葉県内介護福祉士等養成校一覧

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/youseikouichiran.html>

【保育士】

千葉県子育て支援課 指定保育士養成施設について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kosodate/hoikushi/youseishisetsu.html>

【社会福祉士】

(参考) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 社会福祉士国家試験「受験の手引き」

<http://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

○賛同法人

千葉県社会福祉法人経営者協議会ホームページ「デュアル・システム」をご参照ください。

<http://www.chibakenkeieikyo.net/dualsystem.html>

千葉県社会福祉協議会 福祉サービス事業部
福祉施設経営支援班 デュアル・システム担当
電話043(245)1104